

未収金回収業務委託に関する覚書（案）

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 _____（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、甲乙間で平成 年 月 日付け締結した奨学金貸与等事業の未収金回収業務委託の基本契約（以下「基本契約書」という。）に基づき、未収金回収業務の委託に関する覚書を締結する。

（未収金の明細）

第1条 委託する未収金の明細は、「未収金一覧表」のとおりとする。

件数	件
金額	円

（委託料）

第2条 委託料は、未収金のうち収納があった金額の30%の割合とし、消費税相当分は別途加算する。消費税相当分について、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託料に100分の8を乗じて得た額である。

（未収金の追加）

第3条 未収金を年度途中に追加して委託する場合、改めて覚書を締結するものとする。

（権限の付与）

第4条 甲は乙に対し一括請求対象者への期限の利益喪失を通知する権限を付与する。

（期限の利益喪失の通知方法）

第5条 滞納期間が9か月を経過し、あるいは、9か月を超えない場合でも分割不履行等により全額の一括請求対象者となる者が生じた場合、甲は乙へその旨の連絡を行う。当該連絡を契機として、乙は一括請求対象者へ期限の利益喪失の通知を行う。通知は甲の指定する文書を一括請求対象者へ送付する方法にて行う。

（滞納解消等による債権の返却）

第6条 委託した債権が完納した場合、あるいは、奨学金返還猶予の適用を受けた場合、乙は甲へ当該債権を返却する。

（定めなき事項）

第7条 本書に定めなき事項については、「未収金回収業務委託の基本契約書」によるものとする。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 宜野湾市伊佐4-2-16
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 玉城 哲也

乙